令和6年度 介護報酬改定概要 (技能認定登録者及びあはき師等 関連項目抜粋)

○ 技能認定登録者関連 通所リハビリテーション費

通常規模型通所リハビリテーション費単位数

所用時間1時間以上2時間未満の場合/1日 現行 366単位 → **改定後 369単位**

※ 通常規模では全ての時間で微増しており、大規模型は微減の改定となっています。

- あはき師関連 通所介護費等における個別機能訓練加算
 - (1) 個別機能訓練加算 (I) イ 1日 現行 55単位 → 改定後 55単位
 - (2) 個別機能訓練加算 (1) □ 1日 現行 85単位 → **改定後 78単位** 7単位減
 - (3) 個別機能訓練加算(Ⅱ) 1月 現行 20単位 → 改定後 20単位
 - ※ 通所介護費における個別機能訓練加算について、機能訓練を行う人材の有効活用を図る観点から、個別機能 訓練加算(I)ロにおいて、現行、機能訓練指導員を通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置しなけれ ばならないとしている要件を緩和するとともに、評価の見直しを行う。

解 説 機能訓練指導員の配置

現行 イ=専従1名以上配置(配置時間定めなし)→ 改定なし例 10:00~13:00

ロ=イの配置に加え、専従1名以上配置(提供時間を通じて配置)例 9:00~16:00

改定 イ=専従1名以上配置(配置時間定めなし)例 10:00~13:00

ロ=イの配置に加え、専従1名以上配置<u>(配置時間定めなし)</u>例 9:00~13:00

※ イは、配置時間以外の時間で別の業務に配置することが可能

口は、一人の場合イの算定が可能、又は別の事業所で資格を生かすことが可能

- / 地域密着型通所介護費及び短期入所生活看護(生活ショートステイ)についても同様
- リハビリテーション・個別機能訓練・口腔管理・栄養管理に係る一体的計画書の見直し通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護等についても同様

一部 個別機能訓練計画書は、今和9年度の改字時に記入例を今め詳細に云されたが、今回の改字でも

- 解 説 個別機能訓練計画書は、令和3年度の改定時に記入例を含め詳細に示されたが、今回の改定でも見直 されるため、その情報については、今後協会ホームページ等で周知する予定
- 福祉用具貸与及び特定福祉用具購入の要件改定

現行、歩行器や歩行補助杖、スロープ等は、貸与(レンタル)として使用されているが、今回の改定において「貸与から購入」へ移行する品目がある。

福祉用具については、機能訓練指導員と深く関連があるため、今後の情報に注視していただきたい。

令和6年度 介護報酬改定の主な項目について

- 1,地域包括ケアシステムの深化・推進
 - ・質の高い公正中立なケアマネジメント ・看取りへの対応強化
 - ・地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組 ・感染症や災害への対応力強化
 - ・医療と介護の連携の推進 ・高齢者虐待防止の推進 ・認知症の対応力向上
 - ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売の見直し
- 2, 自立支援・重症化防止に向けた対応
 - ・リハビリテーション、機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
 - ・自立支援、重症化防止に係る取り組みの推進 ・LIFEを活用した質の高い介護
- 3, 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
 - ・介護職員の処遇改善・生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
 - ・効率的なサービス提供の推進
- 4,制度の安定性・持続可能性の確保
 - ・評価の適正化、重点化 ・報酬の整理、簡素化
- 5, その他
 - ・「書面提示」制度の見直し ・通所サービスにおける送迎に係る取り扱いの明確化
 - ・基準費用額(居住費)の見直し ・地域区分
- 注意 = 令和6年度 介護報酬改定は、3月4日に厚生労働省より公表されましたので、告示、通知、施設基準の詳細につきましては、同省のホームページ等をご参照ください。

また、協会本部においても、改定の質問に応じておりますので、メールでお尋ねください。